

「宗教法人従事者へのコンサルのポイント」



寺院、神社、教会などの、いわゆる宗教法人は、世間とは違う次元で存在している組織のようにも思えますが、実際には法人である以上、売上があり経費があり利益があり、多少の優遇はあるにせよ、応分の税金を払っています。そこにはさまざまな解決すべきお金に関する悩みや問題点があり、したがって税務的・FP的なコンサルティングのニーズも大いに存在します。またお金以外の部分でも、会議の開催・進行、書類の作成・更新・管理、公告など、宗教法人が宗教法人法に基づく運営を行っていく上で必要な知識は、概して宗教者にとってはなじみのないものであり、多くの宗教者は外部からのアドバイスを望んでいます。

まず、宗教団体が宗教法人格を取得すると、一般的な「個人事業主の法人成りのメリット」に加え、収益事業以外から発生する所得は非課税、収益事業から発生する所得には軽減税率が適用される、収益事業から発生する所得から非収益事業へのみなし寄付金制度、受け取り利子や配当金の源泉所得税非課税、不動産取得税・固定資産税非課税等の特典があります。また、土地、建物等の資産を宗教法人の名義にすることにより、相続を経ることなく財産を後継者に継承することができます。加えて社会的な信用度が増す、礼拝用の建物や敷地が金銭債権のために差し押さえられるのを免れることができる、等のメリットもあります。もちろんそれらと引き換えに宗教法人法に基づいた運営が求められることとなりますが、総じてメリットのほうが大きいので、特段の事情がない限りは、収入のあるほとんどの宗教団体は法人化を志向します。所轄庁(事務所の所在地にある都道府県の知事、複数の都道府県に境内建物がある宗教法人については文部科学大臣)への書類の提出、また法人の認可を取得した後も役員名簿や財産目録など必要書類の整備・管理や年次での所轄庁への提出等、宗教法人の事務処理は意外に多く、FP、士業による事務処理サポート、コンサルティングの余地は大いにあります。

次に、税務の話です。税理士の先生方にとっては既知の情報かもしれませんが、宗教法人には法人税の優遇(収益事業にのみ中小企業並みの軽減税率で課税)に加え、以下の税制メリットがあります。

- ・収益事業から非収益事業へのみなし寄附金制度
- ・固定資産税、不動産取得税等非課税
- ・長期保有した土地・建物の譲渡益非課税
- ・預金利子や有価証券の運用益原則非課税

宗教法人を経営している住職に話をお聞きすると、このメリットを享受しきれていない、もしくは大丈夫だと思っていた処理が税務調査で問題ありと指摘される、というケースが多々あります。例えば前者の事例では「寺院内の葬祭会館で葬儀を行った際に収受した会館使用料を全額収益部門に計上した(当該寺院の僧侶が出仕した葬儀の会館使用料はお布施の一部として非収益事業に計上することができます)」、後者の事例では「実際に本堂にあがっていたお煎餅などのお供え物が一箱 1000 円で現物給与の認定を受けた」などがあります。また租税特別措置法 40 条により、宗教法人に土地等を寄付した個人については、一定の条件を満たせば、これを時価で譲渡したとせず、所得税非課税となります。実際にこの制度を利用して、自分の菩提寺に土地を寄附しようとする檀信徒の方は結構おられます。加えて、境内地の一角に存在している住職の個人名義の土地を住職が宗教法人に寄附しようとする際にこの制度を利用しようとするニーズも存在します。

ところが、この手続きはきわめて複雑で、宗教法人経営者が単独で処理できるようなものではありません。外部のサポートや事務代行が必要とされます。

以上、今回は宗教法人従事者へコンサルのポイントのうち、法人の設立および税務についてごく一部をご説明しました。多くの宗教法人は顧問税理士の先生方と契約していますが、顧問以外の FP、士業からのセカンドオピニオンのなアドバイスを求めている宗教法人経営者は少なくありません。次号でご説明する資産運用や退職金制度の導入のポイントも含めて概要をご理解いただき、コンサルにあたっていただければと思います。

著者プロフィール

高橋 泰源 氏

真言宗の寺院の住職として檀信徒への教化にあたるかたわら、CFP認定者として生命保険会社、商工会議所等を対象にセミナー講師を頻繁に行っている。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488